

平成 30 年度 児童手当現況届受付のお知らせ

—児童手当を受給している方へ—



児童手当を受給されている方は、毎年6月1日における家庭状況を届けなければなりません。
つきましては、下記日程により現況届の受付を行いますので、必ず、期日内に届出を済ませてください。

この届出をされない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※平成30年5月1日以降肝付町に転入された方は、提出の必要はありません。

◎ 受付場所・期間 住所地のある窓口で申請をお願いします。(高山⇒本所、内之浦⇒総合支所、岸良⇒出張所)	
●高山地区 役場1階会議室	平成30年6月21日(木)～25(月) 9時～17時まで(土曜日は休み、 <u>日曜日は午前中のみの受付</u>) 【問】福祉課児童家庭係 TEL 0994-65-8413 (直通)
●内之浦地区 支所 町民生活課窓口	平成30年6月21日(木)～25(月) 9時～17時まで(土曜日は休み、 <u>日曜日は午前中のみの受付</u>) 【問】内之浦総合支所 町民生活課 TEL 0994-67-2111 (代表)
●岸良地区 岸良出張所	平成30年6月21日(木) 9時～18時30分まで 【問】岸良出張所 TEL 0994-68-2001
上記、受付期間中で都合の悪い方については、平成30年6月20日(水)～29日(金)の間、それぞれ各庁舎にて随時受付ます。(土日の受付は、上記のとおりです。)	

◎ 提出する書類 (必ず、下記事項を確認チェックして、忘れないようにしてください)	
現況届用紙	(各現況届受付窓口にて準備してあります) ※必ず、 印鑑(シャチハタ不可) を持参してください。
添付書類	<input type="checkbox"/> 世帯全員分の健康保険証 次に該当する人は、上記にあわせて提出してください。 <input type="checkbox"/> 児童の住所を、肝付町以外にしている人 <ul style="list-style-type: none"> ・省略のない世帯全員の住民票謄本 (筆頭者と本籍の記載があるもの) と 該当児童の個人番号(マイナンバー) <input type="checkbox"/> 外国籍の人 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者(保護者)本人、および子の在留カード等または外国人登録証等(切り替え手続き前で、従来の外国人登録証をお使いの場合) ※その他、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは、役場までお問い合わせください。

◎ 制度の概要	
○前年(平成29年中)の所得が一定額以上【年収960万円以上 例:夫婦・子ども2人(夫婦どちらか高い方)】の場合は、所得制限により6月分児童手当(10月支給分)からは、減額され支給されます。(一律:5,000円)	
○3歳未満:15,000円	○3歳以上小学校修了前 10,000円
○中学校修了前 10,000円 但し、3歳以上小学校修了前の第3子の場合 15,000円	